「権利のための信仰」に関するベイルート宣言

「地上に存在する魂の数だけ、神に至る道がある。」（ルーミー）[1]

1. 私たちは、信仰を基盤に人権分野で活躍する市民社会の主体である。国連人権高等弁務官事務所(OHCHR),2　が始めた会合の集大成として、2017年3月28日から29日にかけてベイルートに集い、それぞれの宗教や信念が、すべての人間の尊厳と平等な価値を支えるという共通の責務を有しているとの深い確信を表明する。したがって、共有された人間的価値及び平等な尊厳は、私たちの文化に共通する基盤である。信仰と権利は、互いに補い合う領域であるべきだ。宗教や信条の個人的及び共同体的表現は、すべての人が平等な価値を持ち、人権が守られる環境でこそ、真に繁栄し花開く。同様に、人権もまた、宗教や信条がもたらす深く根付いた倫理的及び精神的基盤から恩恵を受ける。

2. .　私たちは、本宣言を、それぞれの宗教や信条に基づくの確信を損なうことなく、人間の権利全体を守るためのものとして理解する。これには、生命の尊厳、思想、良心、宗教、信条、意見及び表現の自由、あらゆる形態の暴力からの解放、さらに欠乏からの自由及び恐怖からの自由が含まれる。

- *「一つの命を守る者は、あたかも全世界を守ったかのように、聖典においてみなされる。」（タルムード、サンヘドリン37a）*
- *「一人の命を救う者は、あたかもすべての人々の命を救う者に等しい。」（クルアーン 5章32節）*
- *「心を尽くし、精神を尽くし、力を尽くし、思いを尽くして、あなたの神である主を愛しなさい。また、隣人を自分のように愛しなさい。」（ルカによる福音書 10章27節）*
- *「この家の主を崇拝させなさい。主は、彼らを飢えから救い、恐れから守られた方である。」（スーラ・クライシュ 3-4節）*
- *「一人の人間がこの世に創造されたのは、もし誰かが一人の人を滅ぼすなら、それは全世界を滅ぼしたのと同じであり、もし誰かが一つの命を救うなら、それは全世界を救ったのと同じであることを教えるためである。」（ミシュナ、サンヘドリン 4:5）*
- *「共に立ち、共に語り、私たちの思いが一つとなるようにしよう。」（リグ・ヴェーダ 10:191:2）*
- *「どれほど小さな不快なことであっても自らをそれから守るように、同じように他者に対しても思いやりと慈しみの心をもって行動すべきである。」（シャーンティデーヴァ『入菩薩行論』）*
- *「私たちの心を合わせ、私たちの子どもたちのためにいかなる人生を築くことができるかを共に考えよう。」（シッティング・ブル酋長、ラコタ）*

3. 以上、並びにその他多くの信仰上の源泉に基づき、私たちは、自らの宗教的又は信条上の確信が、いかなる理由による区別もなく、すべての個人及び共同体の人間の尊厳と自由を守るための根本的な源泉の一つであると確信する。宗教的、倫理的及び哲学的文献は、人類の一体性、生命に対する権利の神聖さ、そして信仰を有する者の心に根ざした個人的及び集団的責務を擁護するに当たり、国際法に先立ってこれを示してきた。

4. 私たちは、私たちを結びつける共通の人間的価値を広めることを誓う。神学上の問いについてはいくつか相違があるとしても、私たちは、そうした相違を利用して暴力、差別及び宗教的憎悪を唱道するあらゆる形態の悪用と闘うことを約束する。

- *「われらは、集団ごとに法と道を定めた。もし神が望まれたなら、あなたがたを一つの共同体とされたであろう。だが神は、あなたがたに与えられたものに関してあなたがたを試みようとなさったのである。ゆえに、善において互いに競い合いなさい。あなたがたは皆、神のもとへ帰る。その時、神は、あなたがたが意見を異にしていたことについて告げられるであろう。」（クルアーン 5章48節）*
- *「汝らは一つの樹の果実であり、一つの枝の葉である。」（バハーウッラー）*

5. 私たちは、宗教又は信条の自由は、すべての自由に先立つ思想及び良心の自由なしには存在し得ないと信じる。なぜなら、それらは人間の本質、その選択の権利、そして宗教又は信条の自由と結びついているからである。人間そのものがあらゆる信仰の基盤であり、人は愛、赦し及び尊重を通じて成長する。

6. 私たちはここに、ベイルートから共に、あらゆる闘いのうち最も崇高な闘い、すなわち暴力ではないが力強い、私たち自身の自我、私益及び人為的な分断に対する闘いを厳粛に開始する。

宗教的主体としての私たちがそれぞれの役割を引き受け、自らの責任について共有されたビジョンを明確にし、説教を超えて行動へと進むとき、はじめて私たちは、異なる宗教又は信条を有する人々の間に相互受容と友愛を信頼に足る形で促進し、憎悪、悪意、操作、貪欲、残酷さ及びこれらに関連する非人間性の負の衝動を克服する力を人々に与えることができる。あらゆる宗教又は信条の共同体には、すべての人の平等な尊厳のために行動することにより、その道を明確に示す断固たる指導力が必要である。その指導力は、私たちに共通する人間性と、すべての人間の絶対的な良心の自由への尊重に導かれるものでなければならない。私たちは、「権利のための信仰（F4R）」活動を通じて、自由と多様性を守ることにより、この共通の指導力の空白を埋めるため、あらゆる努力を惜しまないことを誓う。

- *「われらは、あらゆる魂に、その内に備わる過ちへの傾きと、正しきものへの希求とを与えた。それを清め高める者は成功し、それを汚す者は滅びる。」（クルアーン91章7–9節）*

7. 本「権利のための信仰」宣言は、世界のあらゆる地域の宗教及び信条に属する人々に呼びかけるものであり、その目的は、関係者すべてが合意し、その目的を共有するすべての主体に開かれた、共通の行動志向の基盤に基づいて、結束があり、平和で、相互尊重に満ちた社会を強化することにある。私たちは、「権利のための信仰」に関する本宣言が、その先駆的文書である差別、敵意又は暴力の扇動に関するラバト行動計画（2012年10月）と同様に、世界のすべての人々を代表する国際連合の後援と支援の下で構想され、実施され、さらに特別報告者や条約機関委員などの国連人権メカニズムによって豊かにされたことを重視する。

8. 信仰と権利とを結びつけ、双方の利益とするための歓迎すべき試みは、これまで数多く行われてきたが、そのいずれもこの目標を完全には達成しなかった。したがって私たちは、宗教的主体が、国内及び国際の双方において、憎悪の扇動、社会の不安定化から利益を得る者たち、そして平等かつ奪うことのできない人間の尊厳を損なう形で恐怖を操作する者たちに対し、私たちの共有された人間性を擁護する責任を果たすことができるよう、力を与えられるべきであると確信する。本F4R宣言により、私たちは、信仰と権利をさらに近づけようとするこれまでの試みに基づきながら、私たちすべての共通基盤を明らかにし、信仰がいかにしてより効果的に権利を支えることができるかを定めることにより、信仰と権利の双方が相互に高め合うよう、手と心を携えることを目指す。

- *「人間は確かに損失の中にある。ただし、信じて善行をなし、互いに真理を勧め合い、互いに忍耐を勧め合う者たちを除いては。」（クルアーン 103章3節）*

9. 本宣言に基づき、私たちはまた、自ら説くところを実践に移すべく、本F4R宣言を受け入れ、その実施に真摯に取り組むことを、現場での事業の実施を通じて示す、すべての独立した宗教的主体及び信仰に基づく組織に開かれた多層的連合の設立を意図する。さらに私たちは、その目的の達成に資する具体的分野における行動のための工程表を策定し、これを「権利のための信仰」世界連合により定期的に見直していく予定である。

10. 上記の目標を達成するため、私たちは信仰を有する者として（有神論者、非有神論者、無神論者、又はその他を問わず[3]）以下の五つの基本原則を全面的に遵守することを誓う:

a) 伝統的な宗教間対話を超えて、地域レベルにおける具体的で行動志向の「権利のための信仰（F4R）」事業へと転換すること。対話は重要であるが、それ自体が目的ではない。善意は、それに対応する行動を伴わなければ限られた価値しか持たない。現場における変化こそが目標であり、協調した行動はその当然の手段である。

- *「信仰は、行いによって示されるとき、心に根づく。」（ハディース）*

b) 神学上及び教義上の分断を回避し、本F4R宣言において定義される、宗教間及び同一宗教内における共有されたビジョンの領域において行動すること。本宣言は、宗教間の対話のための手段として構想されたものではなく、むしろすべての人の人間の尊厳を守るための共同の行動基盤である。私たちは表現の自由を尊重し、宗教的言説のさまざまな水準において一定の論争が今後も継続することについて幻想を抱いてはいないが、宗教が政治及び紛争の中で操作されることに異議を唱える決意である。私たちは、草の根レベルにおいて、連帯、理性、思いやり、節度、啓発、そしてそれに対応する集団的行動の、均衡のとれた統一された声となることを目指す。

c) 内省は、私たちが大切にする美徳である。私たちは皆、それぞれの共同体の内部にある弱さと課題について、何よりもまず自ら声を上げ、行動する。より地球規模の課題につ

いては、私たちの最も貴重な強み、すなわち誠実さを保つための、内面的かつ包摂的な熟議を経た上で、共同して一貫して対処する。

d) とりわけ、宗教、信条、性別、政治的又はその他の意見、国民的若しくは社会的出自、又はその他の地位にかかわらず、すべての人間が享受する平等な尊厳を侵害する暴力、差別、又はその他の違反を扇動するに至るあらゆる憎悪の唱道に対して、私たちは一つの声で語る。憎悪の扇動、不正義、宗教を理由とする差別、又はいかなる形態の宗教的不寛容を非難するだけでは十分ではない。私たちには、心と社会の双方を癒やす是正的な思いやりと連帯によって、ヘイトスピーチを正す責務がある。私たちの是正の言葉は、宗教又は信条の境界を超えるものでなければならない。そうした境界は、もはや操作する者、外国人嫌悪を煽る者、ポピュリスト及び暴力的過激主義者にとっての自由な空間であってはならない。

e) 私たちは、良心のみに従って完全に独立した形で行動する決意を有しつつ、本宣言に適合して「権利のための信仰（F4R）」連合が自由に設立される場合には、宗教的及び世俗的当局、関係政府機関並びに非国家主体との連携を追求する。

11. 私たちの主たる手段であり資産は、本F4R宣言に明記された私たちの共有された確信を伝えるため、何億もの信仰者に対して、予防的かつ体系的な方法で働きかけることである。人類共通の課題について、すべての人の平等な尊厳を擁護するために一つの声で語ることは、信仰と権利の双方の大義に等しく資する。人は、何を信じるか、あるいは何を信じないかにかかわらず、単なる寛容ではなく、完全かつ平等な尊重を受ける権利を有する。私たちには、それぞれの権限の範囲内においてこの責務を守る義務がある。また私たちは、すべての信仰者が、その宗教又は信条にかかわらず、正義、平等、並びに困窮し不利な立場に置かれた人々に対する責任という、自らが深く抱く価値を守るうえで、各自の責任を果たすよう奨励する。

- ***「人々は、信仰におけるあなたの兄弟であるか、あるいは人間性におけるあなたの兄弟である。」（イマーム・アリー・イブン・アビー・ターリブ）***
- ***「人間の長い旅路において、信仰は最良の伴侶である。」（ブッダ）***

12. 私たちは、この目標を、世界のあらゆる地域において、この宣言に賛同し、それに従って行動することを選択する宗教的主体の連合が存在する場所で、草の根レベルの人々にとって意味ある具体的な形で達成することを目指す。私たちは、毎年12月10日に世界各地で実施される、極めて象徴的な「権利のための信仰」年次ウォークを含め、私たちの多様性の中の結束を最も豊かに表現する方法を通じて、互いの行動を支援する。

13. 2012年のラバト行動計画及びその後の会合に基づき、本宣言を通じて宗教的主体の共通ビジョンを明確にすることは、闇の力を武装解除し、あまりにも多くの人々の心の中にある恐怖と憎悪の不浄な結びつきを解体するための転換点となり得る。宗教の名の下に行われる暴力は、その根本的基盤である慈悲と思いやりを打ち砕く。私たちは、慈悲と思いやりのメッセージを、地域、国内、地域圏及び世界の各レベルにおける、共同体間の社会的、開発的及び環境的な信仰に基づく事業を通じた連帯の行為へと変えていくことを意図する。

14. 私たちは、国際人権文書に示された、普遍的に認められた価値を、私たちの共有された人間性の共通基準として全面的に受け入れる。私たちは、本F4R宣言における約束を、何よりもまず、宗教及び信条が、人間の尊厳、正義及び公平の尊重という共通の中核的価値を共有しているとの確信に基づいている。また私たちは、「すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展が可能となる共同社会に対して義務を負う」[4]という事実を受け入れることにも、これらの約束の基盤を置く。私たちの義務は、自ら説くことを実践し、全面的に関与し、人間の尊厳が実際に脅かされるはるか以前から、その擁護のために声を上げ、現場で行動することである。

- ***「信仰する者たちよ、なぜあなたがたは自ら語ることを実行しないのか。自ら語りながら実行しないことは、神にとって最も憎むべきことである。」（クルアーン 61章2-3節）***
- ***「口を開いて、自ら語ることのできない者のために語り、すべて見捨てられた者の権利を守れ。口を開いて正しく裁き、貧しい者と乏しい者の権利を擁護せよ。」（箴言 31章8-9節）***

15. 宗教上の教えと既存の国際法的枠組みは、いずれも宗教的主体に責任を付与している。宗教的主体に力を与えるためには、立法、制度改革、支援的な公共政策並びに地域の宗教的主体のニーズに適合した研修といった分野における行動が必要である。地域の宗教的主体は、その活動領域において、教育及び社会変革の主要な源の一つである場合が多い。国際条約及び規約は、ジェノサイド、難民、宗教的差別及び宗教又は信条の自由といった主要な法的概念を定義してきた[5] こ

れらすべての概念は、さまざまな宗教及び信条の中に対応する響きを有している。さらに、多数の宣言及び決議[6] が、宗教的主体の役割及び責任に関する要素を提供しており、私たちはこれを本F4R宣言において受け入れ、統合する。

16. 私たちは人間として、宗教がいかに描かれ、またあまりにも頻繁に操作されているかというあり方を正すことについて、すべての人間に対して説明責任を負うことに同意する。私たちは自らの行為に責任を負うが、行動しない場合、又は適切かつ時宜を得た形で行動しない場合には、なお一層大きな責任を負う。

- *「あなたがたは、自らが語ったこと、そして行ったことのすべてについて問われる。あなたがたは責任を負うからである。」（クルアーン、アッ＝サーファート章 24節）*
- *「各人の行いは明らかにされるであろう。」（聖書、コリントの信徒への手紙一 3章13節）*

17. すべての人が、個人としても集団としても、恐怖からの自由、欠乏からの自由を伴う尊厳ある生活を享受し、人生のあらゆる側面において選択の自由を享受できるよう、すべての権利を促進し保護する第一次的責任は国家にある。しかし、宗教的主体又は個々の信仰者としての私たちにもまた、自らの説教、教育、霊的導き及び社会的関与の各領域において、私たちの共有された人間性とすべての人間の平等な尊厳のために立ち上がる固有の責任がある。

- *「不正又は悪を目にした者は、その手でそれを変えるべきである。もしそれができないなら、その言葉によって。もしそれもできないなら、その心によって。それが信仰のうち最も弱いあり方である。」（ハディース）*

18. 宗教共同体、その指導者及び信徒は、国内及び国際的法文書の下で、公的当局とは独立して役割を有し、責任を負う。1981年「宗教又は信条に基づくあらゆる形態の不寛容及び差別の撤廃に関する国連宣言」第2条第1項により、「何人も、宗教又は信条を理由として、いかなる国家、機関、集団又は個人からも差別を受けてはならない」。この規定は、宗教機関、宗教指導者、さらには宗教又は信条共同体の個々人に対しても、直接的責任を確立するものである。

19. 実効的支配[7]という概念が、紛争時における非国家主体の責任の基礎を成すのと同様に、私たちは、宗教指導者が常時、自らの信徒の心と精神に対して高度な影響力を行使している場合にも、これに類する法的かつ倫理的正当化が存在すると考える。

20. 言論は、個人及び共同体の繁栄にとって根本的である。それは、人間性の善と悪の両面にとって最も重要な媒体の一つを構成する。戦争は心の中で始まり、しばしば隠された憎悪の唱道によって煽られた思考によって育まれる。積極的な言論はまた、心と思考における和解及び平和構築の癒やしの手段でもある。言論は、私たちが本F4R宣言を通じて引き受け、またその実施のため相互に支え合うことを誓う責任の、最も戦略的な領域の一つであり、その基礎はラバト行動計画が示した閾値に置かれる。

21. 市民的及び政治的権利に関する国際規約第20条第2項の下で、国家は、差別、敵意又は暴力の扇動となる国民的、人種的又は宗教的憎悪のあらゆる唱道を禁止する義務を負う。これには、宗教の名の下に一部の宗教指導者によって行われる憎悪の扇動も含まれる。発言者の地位、文脈、内容及び説教の到達範囲に照らせば、そのような宗教指導者による発言は、憎悪の扇動の閾値を満たす可能性が高い。かかる扇動を禁止するだけでは十分ではない。和解に向けた是正的な唱道もまた、とりわけ宗教又は信条の名の下に憎悪が唱道される場合には、宗教指導者を含めた義務である。

22. この分野における最も明確かつ新しい指針は、2012年のラバト行動計画[8] によって示されており、宗教指導者の三つの具体的かつ中核的責任を明らかにしている。すなわち、(a)　宗教指導者は、暴力、敵意又は差別を扇動し得る不寛容のメッセージ又は表現の使用を慎むべきであること、(b) 宗教指導者はまた、不寛容、差別的な固定観念化及びヘイトスピーチの事例に対して、断固として、かつ速やかに声を上げるうえで極めて重要な役割を担うこと、(c) 宗教指導者は、憎悪の扇動への応答として暴力が決して容認され得ないこと（例えば、先行する挑発によって暴力が正当化されることはないこと）を明確にしなければならないことである。

www.ohchr.org/EN/Issues/FreedomReligion/Pages/FaithForRights.aspx

[1] 宗教又は信条に関するすべての引用は、ベイルート・ワークショップの参加者が、それぞれ自らの宗教又は信条に関連して提示したものであり、あくまで例示的なものであって、網羅的なものではない。

2　OHCHRは、関連する国際会議、専門家セミナー及び地域ワークショップを開催してきた。これには、ジュネーブ（2008年10月）、ウィーン（2011年2月）、ナイロビ（2011年4月）、バンコク（2011年7月）、サンティアゴ・デ・チレ（2011年10月）、ラバト（2012年10月）、ジュネーブ（2013年2月）、アンマン（2013年11月）、マナーマ（2014年）、チュニス（2014年10月及び2015年4月）、ニコシア（2015年10月）、ベイルート（2015年12月）及びアンマン（2017年1月）が含まれる。

3　国連人権委員会「一般的意見第22号」（1993年）、国連文書 CCPR/C/21/Rev.1/Add.4、第2項参照。

4 1948年世界人権宣言第29条第1項。

5　これらには、集団殺害罪の防止及び処罰に関する条約（1948年）、難民の地位に関する条約（1951年）、あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（1965年）、市民的及び政治的権利に関する国際規約（1966年）、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（1966年）、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（1979年）、拷問及び他の残虐な、非人道的又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約（1984年）、児童の権利に関する条約（1989年）、すべての移住労働者及びその家族の権利の保護に関する国際条約（1990年）、障害者の権利に関する条約（2006年）、並びに強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約（2006年）が含まれる。

6　これらには、集団殺害罪の防止及び処罰に関する条約（1948年）、難民の地位に関する条約（1951年）、あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（1965年）、市民的及び政治的権利に関する国際規約（1966年）、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（1966年）、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（1979年）、拷問及び他の残虐な、非人道的又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約（1984年）、児童の権利に関する条約（1989年）、すべての移住労働者及びその家族の権利の保護に関する国際条約（1990年）、障害者の権利に関する条約（2006年）、並びに強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約（2006年）が含まれる

7　一定の状況の下では、とりわけ非国家主体が領域及び住民に対して重大又は実効的な支配を行使している場合（例えば事実上の当局として行動している場合）、それらの主体もまた義務主体として国際人権を尊重する義務を負う（国連文書 CEDAW/C/GC/30、第16項、A/HRC/28/66、第54–55項参照）。

8　国連文書 A/HRC/22/17/Add.4、附属書、付録、第36項参照。